

大規模建築物の 省エネ基準適合 義務化が始まります！

平成29年4月スタート

省エネ基準適合義務の対象となる建築物(2,000㎡以上の非住宅建築物)については、省エネ基準に適合していなければ建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなります。



『建築物省エネ法』の省エネ基準適合義務化がはじまります!



建築物省エネ法とは

平成27年7月8日、新たに「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」が制定されました。本法は、建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合義務等の規制措置と、省エネ基準に適合している旨の表示制度及び誘導基準に適合した建築物の容積率特例の誘導措置を一体的に講じたものとなっています。

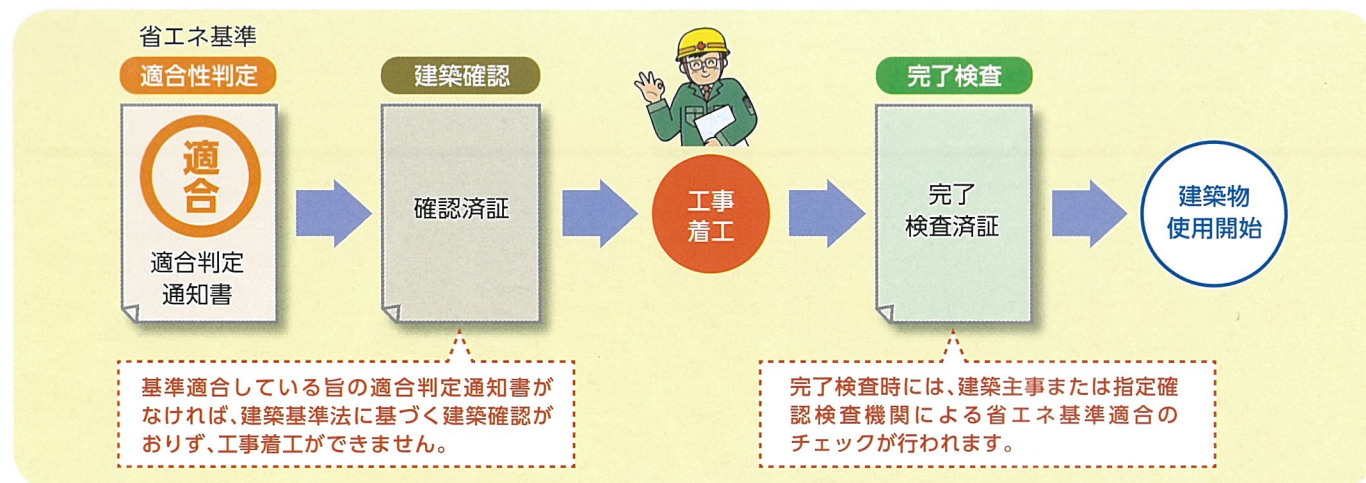
なお、平成29年4月より始まる規制措置の「省エネ基準適合義務」については、以下のとおりです。

規制措置「省エネ基準適合義務」について

平成29年4月より、建築物省エネ法における規制措置の施行にもとづき、建築主は2,000m²以上の非住宅建築物の新築・増改築の際には、所管行政庁または登録省エネ判定機関による適合性判定を受けることが義務付けられます。適合性判定の対象となる建築物については、省エネ基準に適合していなければ、建築基準法の確認済証の交付を受けることができなくなりますので、注意する必要があります。



2,000m²以上の非住宅建築物



平成29年4月より、規制措置では以下についても施行されます……………



届出義務

300m²以上の建築物については、従来どおり新築や増改築をする際の届出が必要となります。届出された計画が、省エネ基準に適合せず必要と認める場合は、所管行政庁より計画の変更の指示・命令が出されるなど、規制が強化されます。



300m²以上の住宅・非住宅建築物

▶▶ お問い合わせ先

省エネサポートセンター

サポートセンターでは、以下の事項に関するご質問を受け付けています。

1. 建築物省エネ法に関する事項 2. 低炭素建築物に関する事項 3. 現行省エネ法に関する事項

●受付時間：平日 9:30～12:00 / 13:00～17:30

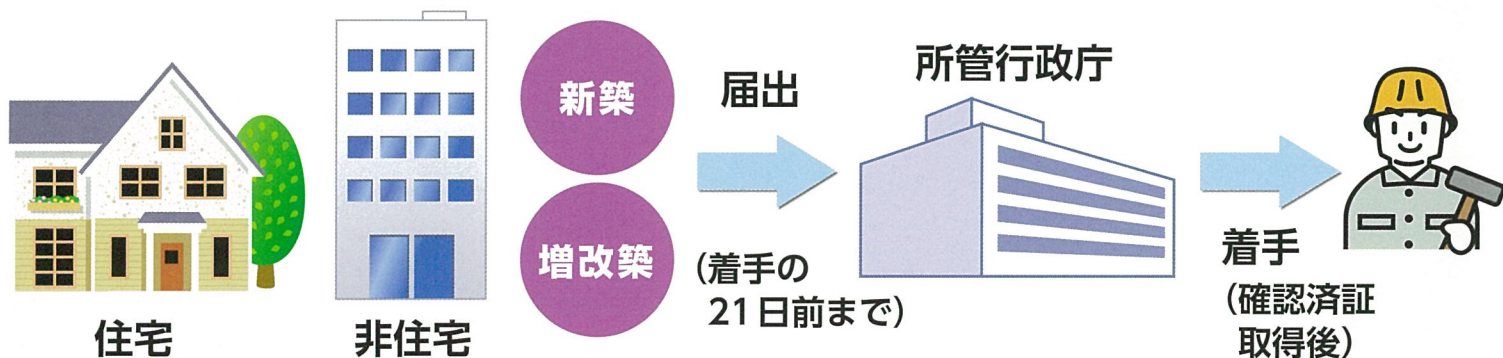
●メール：q30ene@jsbc.or.jp ●FAX：03-3222-6610 ●TEL：0120-882-177

※ご質問の前にFAQ(よくある質問と回答)をご確認ください。 <<http://lowenergy.jsbc.or.jp/top/faq/>>
※電話は混み合って通じない事がありますので、なるべくメール、FAXをご利用ください。

忘れていませんか？ 省エネ計画の届出

「300m²以上の建築物の新築、増改築」をする場合、建築物省エネ法により、建築主は、工事を着手する日の**21日前までに所管行政庁へ省エネ計画の届出**が必要です。
(基準適合義務の対象となる2,000m²以上の非住宅建築物の新築等については届出は不要です。)

対象：建築物（住宅・非住宅）300m²以上



○省エネ計画が、**省エネ基準に適合していない場合**には、

所管行政庁が計画の変更等の **指示、命令** を行うことがあります。

○**届出を怠った場合** 又は、**虚偽の届出をした場合** で、

工事に着手したときは、**50万円以下の罰金** が科されることがあります。

○現行省エネ法に基づく **修繕・模様替え、設備の設置・改修の際の**

省エネ計画の届出 については、平成29年3月31日をもって **廃止**。